

綿織物(漂白したもの、漂白していないもの)の輸入に対する
セーフガード措置関税課税に関する財務大臣規程 No. 58/PMK. 011/2011

唯一神のご加護により、

財務大臣は、

- a. インドネシア貿易安全委員会の調査の結果に基づき、綿織物(漂白したもの、漂白していないもの)の輸入品の急増が起き、国内産業に深刻な損害を及ぼしていることが判明したこと、
- b. a の調査結果のフォローアップとして、商業大臣が 2010 年 12 月 20 日付のレターNo. 1852/M-DAG/SD/12/2010 を通じ、綿織物(漂白したもの、漂白していないもの)の輸入品の急増が起き、国内産業に深刻な損害を及ぼしていることにかかるセーフガード措置関税の課税の提案を行ったこと、
- c. 輸入急増による国内産業のセーフガード措置に関する大統領令 2002 年 84 号の第 21 条の規定に基づき、セーフガード措置は財務大臣が関税の形でこれを定めることができること、
- d. a, b, c を考慮し、さらに関税に関する法律 1995 年 10 号及びその改正である法律 2006 年 17 号の第 23D 条(2)項の規定の実施の枠組みにおいて、綿織物(漂白したもの、漂白していないもの)の輸入に対するセーフガード措置関税課税に関する財務大臣規程を定める必要があること、

を考慮し、

1. 世界貿易機関 (WTO) 設立協定承認に関する法律 1994 年 7 号(官報 1994 年 57 号、官報追記 3564 号)
2. 関税に関する法律 1995 年 10 号(官報 1995 年 75 号、官報追記 3612 号)及びその改正である法律 2006 年 17 号(官報 2006 年 93 号、官報追記 4661 号)
3. 輸入急増による国内産業のセーフガード措置に関する大統領令 2002 年 84 号(官報 2002 年 133 号)
4. 大統領令 2010 年 56/P 号

を鑑み、

1. 綿織物(漂白したもの、漂白していないもの) HS No. 5208. 11. 00. 00, 5208. 12. 00. 00, 5208. 13. 00. 00, 5208. 19. 00. 00, 5208. 23. 00. 00, 5208. 29. 00. 00, 5209. 29. 00. 00, 5210. 11. 00. 00, 5211. 11. 00. 00,

本資料は、インドネシア財務大臣規程 (原文はインドネシア語) を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

5211. 12. 00. 00, 5212. 11. 00. 00 に対するセーフガード措置関税課税提案に関する 2010 年 12 月 20 日付けの商業大臣レター No. 1852/M-DAG/SD/12/2010 及び、綿織物(漂白したもの、漂白していないもの)、鉄又は非合金鋼の線、亜鉛めっき鉄線、鋼索のセーフガード措置関税課税を除外される発展途上国リストに関する 2011 年 1 月 17 日付商業省事務次官レター No. 51/M-DAG/SD/1/2011

2. 綿織物(漂白したもの、漂白していないもの)にかかるセーフガード措置のための調査結果に関するインドネシア貿易安全委員会報告書

に留意し、

以下を決定した：

綿織物(漂白したもの、漂白していないもの)の輸入に対するセーフガード措置関税課税に関する財務大臣規程を定める。

第 1 条

- (1) 綿織物(漂白したもの、漂白していないもの)の形での輸入品に対し、セーフガード措置関税を課税する。
- (2) (1)項に規定の綿織物(漂白したもの、漂白していないもの)の形での輸入品は下記から構成される：
 - a. 平織りの綿織物、綿の重量が全重量の 85%以上で、漂白していおらず、重量が 1 平方メートルにつき 100 グラム以下のもので、HS 番号 5208. 11. 00. 00
 - b. 平織りの綿織物、綿の重量が全重量の 85%以上で、漂白していないもので、重量が 1 平方メートルにつき 100 グラム以上 200 グラムまでのもので、HS 番号 5208. 12. 00. 00
 - c. 綿織物、綿の重量が全重量の 85%以上で、漂白していないもので、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下のもので、3 枚綾織り又は 4 枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のもので、HS 番号 5208. 13. 00. 00
 - d. 綿織物、綿の重量が全重量の 85%以上で、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下のもので、漂白していないもので、平織り、3 枚綾織り、4 枚綾織り、破れ斜文織り以外のもので、HS 番号 5208. 19. 00. 00
 - e. 綿織物、綿の重量が全重量の 85%以上で、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下のもので、漂白したもので、3 枚綾織り又は 4 枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のもので、HS 番号 5208. 23. 00. 00
 - f. 綿織物、綿の重量が全重量の 85%以上で、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下のもので、漂白したもので、平織り、3 枚綾織り、4 枚綾織り、破れ斜文織り以外のもので、HS 番号 5208. 29. 00. 00
 - g. 綿織物、綿の重量が全重量の 85%以上で、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下のもので、漂白したもので、平織り、3 枚綾織り、4 枚綾織り、破れ斜文織り以外のもので、HS 番号 5209. 29. 00. 00

本資料は、インドネシア財務大臣規程(原文はインドネシア語)を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

- h. 平織りの綿織物で、綿の重量が全重量の 85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下のもので、漂白していないもので、HS 番号 5210. 11. 00. 00
- i. 平織りの綿織物で、綿の重量が全重量の 85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラムを超えるもので、漂白していないもので、HS 番号 5211. 11. 00. 00
- j. 綿織物、綿の重量が全重量の 85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラムを超えるもので、3 枚綾織り又は 4 枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもので、HS 番号 5211. 12. 00. 00
- k. HS 番号 5208、5209、5210、5211 以外のその他の綿織物で重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下、漂白していないもので、HS 番号 5212. 11. 00. 00

第 2 条

第 1 条に規定のセーフガード措置関税は、下記の条件により 3 年間課税される：

No	期間	セーフガード措置関税
1	1 年目、本財務大臣規程法制化の日から 1 年間	Rp. 116, 800/kg
2	2 年目、1 年目の終了日から 1 年間	Rp. 109, 500/kg
3	3 年目、2 年目の終了日から 1 年間	Rp. 102, 200/kg

第 3 条

第 1 条に規定のセーフガード措置関税は、本財務大臣規程と切り離すことのできない一部である添付に記載の国で生産された綿織物（漂白したもの、漂白していないもの）を除き、すべての国からの輸入に対して課税される。

第 4 条

- (1) 第 1 条に規定のセーフガード措置関税の課税は下記となる：
 - a. 一般関税（最恵国）の追加分
 - b. 輸入が国際物品貿易条約スキームに含まれる国からのもので、当該スキームの規定を満たしている場合、有効な国際物品貿易条約スキームに基づく特恵関税の追加分
- (2) 国際物品貿易条約スキームの規定を満たしていない場合、(1) 項 b に規定の国際物品貿易条約スキームに含まれる国からの輸入にかかるセーフガード措置関税の課税は、一般関税（最恵国）の追加分となる。

本資料は、インドネシア財務大臣規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

第5条

第3条に規定のセーフガード措置関税の課税から除外される国に由来し、第4条(1)項に規定のインドネシアとの物品貿易条約を有する国に由来する綿織物(漂白したもの、漂白していないもの)の形での輸入品の場合、輸入業者は原産地証明書を提出する義務を負う。

第6条

第2条に規定のセーフガード措置関税の関税に関する規定は、本財務大臣規程発効日以降搬入港の税関事務所で輸入申告書類に登録番号を取得した物品の輸入に対し、完全にこれが適用される。

第7条

1. 本大臣規程は法制化の日から有効となる。
2. 本大臣規程は、発効日から3年間有効。

すべての人に知らしめるため、本大臣規程をインドネシア共和国官報に記載する。

2011年3月23日、ジャカルタにて制定
財務大臣

アグス D.W. マルトワルドヨ

2011年3月23日
法務人権大臣
パトリアリス・アクバル

インドネシア共和国官報 2011年 163号

綿織物(漂白したもの、漂白していないもの)の輸入に対するセーフガード措置関税
課税に関する財務大臣規程 No. 58/PMK. 011/2011

添付

綿織物(漂白したもの、漂白していないもの)の輸入に対する
セーフガード措置関税課税が除外される国のリスト

No	国名	No	国名
1	アルバニア	34	エジプト
2	アンゴラ	35	エルサルバドル
3	アンティグア・バーブーダ	36	フィジー
4	アルゼンチン	37	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
5	アルメニア	38	ガボン
6	バーレーン王国	39	グルジア
7	バングラデシュ	40	ガーナ
8	バルバドス	41	グラナダ
9	ベリーズ	42	グアテマラ
10	ベナン	43	ギニア
11	ボリビア	44	ギニアビサウ
12	ボツワナ	45	ガイアナ
13	ブラジル	46	ハイチ
14	ブルネイダルサラーム	47	ホンジュラス
15	ブルキナファソ	48	インド
16	ブルンジ	49	ジャマイカ
17	カンボジア	50	ヨルダン
18	カメルーン	51	ケニア
19	カーボベルデ	52	クウェート
20	中央アフリカ共和国	53	キルギス共和国
21	チャド	54	レソト
22	チリ	55	マカオ
23	コロンビア	56	マダガスカル
24	コンゴ	57	マラウイ
25	コスタリカ	58	モルジブ
26	コートジボワール	59	マリ
27	クロアチア	60	モーリタニア
28	キューバ	61	モーリシャス
29	コンゴ共和国	62	メキシコ
30	ジブチ	63	モルドバ
31	ドミニカ	64	モンゴル
32	ドミニカ共和国	65	モロッコ
33	エクアドル	66	モザンビーク

本資料は、インドネシア財務大臣規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェットロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェットロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

No	国名	No	国名
67	ミャンマー	88	ソロモン諸島
68	ナミビア	89	南アフリカ
69	ネパール	90	スリランカ
70	ニカラグア	91	スリナム
71	ニジェール	92	スワジランド
72	ナイジェリア	93	タンザニア
73	オマーン	94	タイ
74	パキスタン	95	ガンビア
75	パナマ	96	トーゴ
76	パプアニューギニア	97	トンガ
77	パラグアイ	98	トリニダード・トバゴ
78	ペルー	99	チュニジア
79	フィリピン	100	ウガンダ
80	カタール	101	ウクライナ
81	ルワンダ	102	アラブ首長国連邦
82	セントキッツ・ネービス	103	ウルグアイ
83	セントルシア	104	ベネズエラ (ベネルエラ・ポリバル共和国)
84	セントビンセント・グレナディーン	105	ベトナム
85	サウジアラビア	106	ザンビア
86	セネガル	107	ジンバブエ
87	シエラレオネ		

財務大臣

アグス D.W. マルトワルドヨ

本資料は、インドネシア財務大臣規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。